

## みのりが丘植栽管理確認事項

### ○共通事項

1. 各種要望等に関しては区会を通して頂き、みのりが丘住民の総意として、区会と市と協議させていただきたい。
2. 緑道及び公園の高木については、基準を決めた高さに抑えるべく、3年に1回の剪定を実施する。市としては、2階より高くならない高さが望ましいと考えている。
3. その他の低木類に関しても、3年に1回をめどに管理を行う。
4. 害虫駆除に関しては、現状は連絡を受けてから区会と協議し回覧を回してから消毒を行っています。この方法の場合害虫の発見から、薬剤の散布まで2週間以上の期間を要します。日を決めて全体的に散布するという方法もありますが、この場合害虫がいない木にも散布することになるので残留性のある薬剤を使用することになると考えられます。今後、専門業者の意見も聞きながら区会と効率の良い方法を考えていきたいと思います。
5. 全体の雑草については、これまで通り「シルバー人材センター」に委託し年2回をめどに行なっていきます。
6. その他日常管理に際しては、地域住民の方にご協力をいただき、市で行き届かない部分があれば区会を通して申し出でていただき、区会と協議させていただきたい。
7. 県道及び市道の法面に関しては、当初、自然な森作りの為に密に植樹し自然淘汰により里山を形成するというコンセプトであったが、森林組合等の意見を伺うと、実現には長い期間を要すと思われます。今後の対応として、当初のコンセプトを守って行くのか、思い切って間伐をするのかについて、区会にて集約をしていただき区会と協議していきます。

### ○1番街

1. 1番街は、緑道が細かく入っており両側に高木を植えた作りになっているため、ほぼすべての木が住宅に近接しています。共通事項で記載したとおり3年に1回程度の剪定は行なっていきますが、住宅に接近している危険性等を考え伐採を希望の方は区会にお申し出下さい。対応は区会と協議させて頂きます。
2. 1番街緑道の樹木は片側は市の所有物ですが、側溝や境界杭より外側や法面に植栽しているものに関しては個人の方の所有物になります。個人の方の所有物に関しては剪定等をして差し上げることが出来ませんのでご了承下さい。

### ○2番街

1. あら草の丘公園に関しては、他の公園と同様に3年に1回の剪定を行なっていきます。
2. 緑道については、舗装されている事もあり今まででは、除草の範囲に入っていましたが、劣化等に伴い雑草が浸食している部分も見受けられるため平成24年度より除草の範囲に追加致します。
3. また緑道法面に植栽してある低木類は民地になりますので、個人の方の所有物になります。こちらも1番街同様、剪定等をして差し上げることが出来ませんのでご了承下さい。

### ○3番街

1. 緑道に関しては、他と同様に3年に1回の剪定を行なっていきます。
2. 天空の丘公園の「メタセコイア」は現状15m以上の高さになっています。この木を今の状態でシンボルとして残すのか、低く伐採するのかを今後区会と協議していきます。
3. 天空の丘公園両脇の法面に関しては、除草に関してはシルバー人材センターに委託をしております。低木及び高木のについては、市道、県道脇の法面のように密に植栽はされていませんが、今後管理の方向性について区会と協議をしていきます。

### ○4番街

1. 緑道に関しては、他と同様に3年に1回の剪定を行なっていきます。
2. 春待の丘公園に関しては、他の公園と同様に3年に1回の剪定を行なっていきます。

○ 5番街

1. 緑道に関しては、他と同様に3年に1回の剪定を行っていきます。
2. 円居の丘公園に関しては、他の公園と同様に3年に1回程度の剪定を行っていきます。
3. 緑道の植栽レイアウトについては、変更も視野に入れ図面等を区に提出するとともに区会と話し合っていきたいと考えています。

○みのりが丘パノラマパーク

1. 法面に関しては、シルバー人材センターに委託し、年に2回程度の除草を行う。また、法面に植栽をする予定は現時点ではありません。
2. 上段部に関しては、芝をはる予定はないが、要望であれば区会より正式な要望として市に提出してください。
3. 芝及び植栽に関しては、他の安中市内の大規模公園と同様に植栽管理委託を造園業者と契約し管理を行います。
4. トイレ及び東屋の清掃は、他の安中市内の大規模公園と同様に福祉施設に委託し週2回の清掃を行います。

以上の事を確認しました。

平成24年12月 3日

安中市建設部 建設部長 田村 幸孝

秋間みのりが丘区 区長 浜 田 武